

令和6年 2月26日開会

令和6年 3月22日閉会

志太広域事務組合議会

3月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和6年3月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 2月26日（月曜日）	
1. 出欠席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程（第1日目）	5
5. 開会・開議	6
6. 新組合議員の紹介	6
7. 議席の指定	6
8. 会議録署名議員の指名	6
9. 諸般の報告	6
10. 会期の決定	7
11. 第1号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別 会計予算	
第3号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計補正予算 （第2号）	
第4号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別 会計補正予算（第2号）	
第5号議案 志太広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例 の制定について	
第6号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部 を変更する契約の締結について	
以上6件一括上程	7
（1）提案理由の説明	7
12. 散会	10

第2日 3月22日（金曜日）

1. 出欠席議員	11
2. 出席説明員	12
3. 職務のため出席した職員	12
4. 議事日程（第2日目）	13
5. 開議	15
6. 諸般の報告	15
7. 一般質問	
ア、石井通春議員	15
イ、杉田源太郎議員	28
8. 第1号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別 会計予算	
第3号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計補正予算 （第2号）	
第4号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別 会計補正予算（第2号）	
第5号議案 志太広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例 の制定について	
第6号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部 を変更する契約の締結について	
以上6件一括上程	45
（1）質疑（なし）	
（2）討論（なし）	
（3）採決	
ア、第1号議案（賛成総員・可決）	46
イ、第2号議案（賛成総員・可決）	46
ウ、第3号議案（賛成総員・可決）	46
エ、第4号議案（賛成総員・可決）	46

才、第5号議案（賛成総員・可決）	47
カ、第6号議案（賛成総員・可決）	47
9. 発議案第1号 志太広域事務組合議会会議規則の一部を改正する 規則の制定について	
(1) 提案理由の説明	47
(2) 質疑・討論（省略）	
(3) 採決（賛成総員・可決）	48
10. 閉議・閉会	48

令和6年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期2月26日（月）から3月22日（金）までの26日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
2月26日	月	本会議第1日（午後3時30分～） ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後3時～） ○議員全員協議会（午後3時15分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
2月27日	火	休会
2月28日	水	休会
2月29日	木	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
3月1日	金	休会
3月2日	土	休日
3月3日	日	休日
3月4日	月	休会
3月5日	火	休会
3月6日	水	休会
3月7日	木	休会
3月8日	金	休会
3月9日	土	休日
3月10日	日	休日
3月11日	月	休会
3月12日	火	休会
3月13日	水	休会
3月14日	木	休会
3月15日	金	休会
3月16日	土	休日
3月17日	日	休日

月 日	曜日	会議種別等の内容
3月18日	月	休会
3月19日	火	休会
3月20日	水	祝日
3月21日	木	休会
3月22日	金	本会議第2日（午後3時30分～） ○開議、一般質問 ○議案質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午後3時～） ○議員全員協議会（午後3時15分～） ○議員全員協議会（本会議終了後）

2月26日（月曜日）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	内田修司	議員	（焼津市議会議員）
4番	増井好典	議員	（焼津市議会議員）
5番	鈴木岳幸	議員	（藤枝市議会議員）
6番	平井登	議員	（藤枝市議会議員）
7番	河合一也	議員	（焼津市議会議員）
8番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
9番	油井和行	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	川島要	議員	（焼津市議会議員）
12番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
13番	増田克彦	議員	（藤枝市議会議員）
14番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
15番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
16番	山根一	議員	（藤枝市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	鈴 木 克 彦	
事務局次長	八 木 隆 之	
消 防 長	大 橋 充	
消 防 次 長	増 田 好 憲	

○職務のため出席した職員

書 記 長	小 西 裕 充	(藤枝市議会事務局長)
書 記	小笠原 博 之	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	岡 眞太郎	(藤枝市議会事務局議事担当係長)
書 記	石 橋 直 人	(藤枝市議会事務局主任主事)

令和6年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／令和6年2月26日（月）午後3時30分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開会・開議

日程第1 議席の指定

会議録署名議員の指名

諸般の報告

- （1）管理者提出議案の受理について
- （2）例月出納検査及び定期監査結果報告の受理について

日程第2 会期の決定

日程第3 第1号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第3号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

第4号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第2号）

第5号議案 志太広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第6号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

以上 6件一括上程（提案理由の説明のみ）

散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時30分開会

○議長（山根 一議員） ただいまから、令和 6 年 3 月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ここで去る 1 月23日に御逝去されました故小林和彦議員に弔意を表すため黙禱を捧げたいと思います。議員各位並びに議場内の皆様は御起立をお願いします。

（全員 起立）

○議長（山根 一議員） 黙禱。

（全員 黙禱）

○議長（山根 一議員） お直りください。

着席ください。

（全員 着席）

○議長（山根 一議員） 御協力ありがとうございました。

次に、藤枝市選出議員に異動がありましたので、新たに組合議会議員になられました議員を紹介いたします。

名前を呼ばれましたら、御自席で起立をお願いいたします。

増田克彦議員。

（増田克彦議員 起立）

○（増田克彦議員） よろしく申し上げます。

○議長（山根 一議員） 日程第 1 議席の指定を行います。

増田克彦議員、13番。

以上のように指定いたしました。

○議長（山根 一議員） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、6 番 平井 登議員、10番 大石保幸議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（小西裕充） 議長。

○議員（山根 一議員） 書記長。

○書記長（小西裕充） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から第 1 号議案 令和 6 年度志太広域事務組合一般会計予算ほか 5 件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書 令和5年11月分及び12月分、令和5年度定期監査結果報告書（工事監査結果報告書）の送付があり、これを受理いたしました。以上です。

○議員（山根 一議員） 監査委員からの報告のありました報告事件一覧及びその写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域（監）第11号 令和5年11月分 例月出納検査結果報告書
- 2 志太広域（監）第12号 令和5年12月分 例月出納検査結果報告書
- 3 志太広域（監）第15号 令和5年度定期監査結果報告書（別冊）

○議長（山根 一議員） 以上で報告を終わります。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から3月22日までの26日間としたいと思いますが、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山根 一議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は26日間に決定いたしました。

日程第3 第1号議案から第6号議案まで、以上6件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（山根 一議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま議題となっております議案6件につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、第1号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計予算についてであります。

お手元に令和6年度歳入歳出予算書がございましたら、1ページを御覧いただきたいというふうに思います。この水色の冊子がそうですけれども。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ85億4,500万円とするものでありまして、

前年度当初予算に比べ1億3,600万円、1.6%の減少となっております。

歳入予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金が69億1,459万9,000円、ごみ処理手数料など使用料及び手数料が2億3,237万1,000円、（仮称）クリーンセンター整備などに係る国庫支出金が4億7,080万5,000円、消防学校派遣職員人件費負担金など県支出金が2,796万1,000円、（仮称）クリーンセンター整備及び消防車両の整備等に係る組合債8億6,160万円を計上しております。

歳出予算の主なものは、議会費、総務費が1億9,591万4,000円、斎場会館管理費が1億7,453万5,000円、清掃総務費が1億1,291万3,000円、高柳・一色の両清掃工場、リサイクルセンターに係るごみ処理費が16億1,841万9,000円、最終処分場に係る最終処分費が3,486万4,000円、藤枝・大井川両環境管理センターに係るし尿処理費が6億9,733万2,000円、クリーンセンター整備事業費が22億9,803万9,000円、志太消防本部の運営等に係る常備消防費が27億6,250万7,000円、消防車両の整備に係る消防施設費が6,577万9,000円、組合債の償還に係る公債費5億7,469万8,000円を計上しております。

なお、地方自治法第214条の規定によりまして債務負担行為、同法第230条第1項の規定により、地方債につきましても所要の措置を講じております。

全体の事業概要といたしましては、組合規約に基づき、引き続き、ごみ処理施設とし尿処理施設の適正な運営管理を安全かつ安定的に行います。

（仮称）クリーンセンター整備につきましては、造成工事に続いて建設工事を行っており、地元の皆様や関係者の皆様の協力を得ながら着実に進めてまいります。

藤枝・大井川の環境管理センターにつきましては、引き続き安定した運転管理を行ってまいります。

志太消防本部につきましては、日々の救急や消防業務に加え、地震や頻発する自然災害への対策など、圏域住民の安心・安全のため、さらなる体制の強化に取り組んでまいります。

次に、第2号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算についてでございます。予算書では48ページになります。

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,050万円とするものでありまして、前年度当初予算に比べまして1,910万円、8.3%の増加となっております。

歳入予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金が2億3,179万9,000円、授業料及び入学検定料など1,635万7,000円を計上しております。

歳出予算の主なものは、学校の運営管理費及び看護師養成に要する経費の看護専門学校費 2億4,950万円を計上しております。

看護専門学校は、開校以来1,169人の卒業生を志太榛原地域に送り出し、地域医療への貢献という役割を担ってまいりました。これからも志太榛原地域の医療・保健・福祉の充実を図るべく、引き続き、人間性豊かで実践力を備えた看護師の育成に努めてまいります。

次に、今度は第3号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。令和5年度補正予算書、このコピーでありますけど、この1ページを御覧いただきたいと思っております。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,832万9,000円を減額いたしまして、予算総額を85億2,298万6,000円とするほか、債務負担行為の追加及び地方債の変更を行おうとするものでございます。

主な補正内容は、歳入予算では、県支出金を848万円増額し、一方で、分担金及び負担金を2億715万7,000円、組合債を1,830万円、それぞれ減額するものでございます。

歳出予算では、工事費の確定及び電気料金、ガス料金の減額などによりまして、総務費を347万6,000円、衛生費を1億9,597万8,000円、消防費を1,793万円、公債費を94万5,000円、それぞれ減額するものでございます。

今度は、次は第4号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書は25ページでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ317万9,000円を減額し、予算総額を2億2,495万9,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入予算では、焼津・藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金を296万3,000円減額するものであります。歳出予算では、看護専門学校費を317万9,000円減額するものであります。

次に、今度は第5号議案 志太広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定であります。今度は議案書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴いまして、危険物屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料の一部を改正するものでございます。また、罹災者及び傷病者を救済し、罹災証明等の手数料を免除しようとするものでございます。

次に、第6号議案（仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契

約の締結についてであります。議案書は次の2ページでございます。

タクマ・西松・角丸・山田特定建設工事共同企業体との間に締結している（仮称）クリーンセンター建設工事について、静岡県盛土等の規制に関する条例の施行に伴い、工事費の増額により契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び志太広域事務組合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案6件につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山根 一議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。3月22日午後3時半開議です。

本日は、これで散会いたします。

お知らせします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

午後3時46分散会

3月22日（金曜日）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	内田修司	議員	（焼津市議会議員）
4番	増井好典	議員	（焼津市議会議員）
5番	鈴木岳幸	議員	（藤枝市議会議員）
6番	平井登	議員	（藤枝市議会議員）
7番	河合一也	議員	（焼津市議会議員）
8番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
9番	油井和行	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	川島要	議員	（焼津市議会議員）
12番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
13番	増田克彦	議員	（藤枝市議会議員）
14番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
15番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
16番	山根一	議員	（藤枝市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事務局 長	鈴 木 克 彦	
事務局次長	八 木 隆 之	
消 防 長	大 橋 充	
消 防 次 長	増 田 好 憲	

○監査委員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	小 西 裕 充	(藤枝市議会事務局長)
書 記	小笠原 博 之	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	岡 眞太郎	(藤枝市議会事務局議事担当係長)
書 記	石 橋 直 人	(藤枝市議会事務局主任主事)

令和6年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／令和6年3月22日（金）午後3時30分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開議

諸般の報告

- (1) 一般質問の通告受理について
- (2) 議員提出議案の受理について
- (3) 例月出納検査結果報告の受理について

日程第1 一般質問

日程第2 第1号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第3号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

第4号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第2号）

第5号議案 志太広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第6号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

以上6件一括上程

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

日程第3 発議案第1号 志太広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

以上1件上程（提案理由の説明）

- 1 採決

閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午後 3 時 30 分開議

○議長（山根 一議員） これから本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（小西裕充） 議長。

○議長（山根 一議員） 書記長。

○書記長（小西裕充） 御報告いたします。

初めに、石井通春議員ほか 1 名からそれぞれ提出された一般質問の通告を受理いたしました。

次に、本定例会へ深津寧子議員ほか 14 名から、発議案第 1 号 志太広域事務組合議会 会議規則の一部を改正する規則の制定についての提出があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から令和 6 年 1 月分例月出納検査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

1 志太広域（監）第 13 号 令和 6 年 1 月分 例月出納検査結果報告書

○議長（山根 一議員） 日程第 1 通告に基づき、一般質問を行います。

順に発言を許します。

2 番 石井通春議員、登壇を求めます。

○2 番（石井通春議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

（登 壇）

○2 番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

今日は、前回の議会で派遣中心の問題を取り上げましたけども、今回も人事問題ということで、志広組の組織について質問をいたします。

私は、基本的にこの住民サービスは広域ではなくて各行政区単位で行うべきと考えますが、志広組が掲げておりますごみですとか斎場など、いわゆる迷惑施設と言われるながら、住民生活に不可欠なものであり広域化によって処理できるものであれば、それ

はそれで1つの手法として取り入れるべきであると考えております。

一方で、一部事務組合が抱える構造的な欠点として、まず、議会においては構成自治体から選出されるために、住民が望む議員が組合議員になるとは限らず、民意が間接的になること、執行部においては管理者と副管理者から執行者が決まりますが、それぞれの自治体の首長なので基本は合意の上で施策が決定されますが、どちらかが反対するか遅れるかすれば成立しないということになりまして、いわば無難な施策になるということが挙げられると思います。

しかし、活用手段によっては住民の意思を反映することができると考えております。前回議会で尋ねた、いわゆる職員異動なき直接雇用職員、いわゆるプロパー採用は、その部門と知識が豊富となり地域住民の感覚も分かるようになりますから、潜在的として組合にとっても有用なはずだと思いましたが、前回は残念な答えしか正直返ってこなかったと感じております。

今日は、管理者をはじめとした上層部が定期的な2年交代になっている点を中心に質問をいたします。

まず、管理者が定期的に2年で交代している理由がどこにあるのかと、それから、いつからどのような理由で2年交代が行われているのかということです。

次に、志広組の一大プロジェクトは、何といたっても今後建設が進むクリーンセンターですけど、用地の取得や地元との交渉などは、場所がこの藤枝市内にあることから、藤枝市が行いました。こういうとき、事業主体であります組合の管理者が藤枝市長ではなく焼津市長であることというのは合理的なやり方と言えるかどうか。断っておきますけど、焼津市長が管理者になるべきではないという意図ではありません。組織構造として合理的かどうかということ聞いております。

4点目は、事務局についてです。

管理者が交代すると、ほぼ同時に事務局長も交代しております。2年ごとですね。管理者が藤枝なら、この事務局長も藤枝市の職員からの派遣と。焼津なら焼津と一致しているわけなのですけれども、ここの定期的な交代の理由がどこにあるのか。

最後に、組合の規約によりますと、管理者の選定は、お互いの互選によると書いてあるだけです。2年交代という文字は組合の規約にはどこを探してもないわけなんですけど、私は、組合で行う事業の重要性を最優先にして管理者をお互い互選という形で決めていく、改めていくという定期的な交代にすべきではないと思います。そういう互選に

していくべきではないかと考えますけども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（山根 一議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（山根 一議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 石井通春議員にお答えいたします。

初めに、御質問の組合管理者の2年交代を続ける理由についての1項目め、その理由は何か、及び2項目め、いつからどのような理由で2年交代が行われたのか、このことにつきましては関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

管理者の選任方法につきましては、組合同約第9条の第2項におきまして、関係市の長が互選によりこれを定めると規定されておまして、これに基づきまして互選しているところでございます。

また、管理者の2年交代は平成4年から行っております。志太広域事務組合は焼津市と藤枝市という、財政規模も人口規模も同程度の二市で構成されておまして、連携・協力し、二市が責任を持って取り組んでおりますことから、それぞれの置かれた立場から2年交代で管理者を務めることは妥当なことと考えております。

次に、3項目め、巨大プロジェクトの実施に際し、事業主体である管理者が他市の首長であることは合理的か、このことについてでございます。

これまでもクリーンセンター整備事業をはじめといたしまして、志太広域事務組合の事業は、二市が連携いたしまして、どちらか一方の市に偏ることなく順調に進めてきておまして、管理者がどちらの市の首長であっても、その役割を十分に果たしているところでございます。今後も引き続き二市と志太広域事務組合が連携を深めまして事業に取り組むことで、円滑に事業が実施できるものと考えております。

次に、今度は4項目め、事務局長も2年交代になっている理由は何か、このことでございます。

これまでも事務局職員は組合事業の推進に必要な不可欠な技量を持ち合わせた職員の派遣を継続的に両市から受けるとともに、適材適所な人員配置によりまして事業に取り組んでまいりました。事務局長につきましても、今後も適材適所な人員配置に努めてまいります。

次に5項目め、事業の重要性による管理者互選に改めるべきではないか、このことについてでございます。

先ほどでも答弁いたしました、管理者の選任方法につきましては、これまでどおり、二市の市長が互選により選任してまいります。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員、よろしいですか。2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） まず、前回の派遣中心の人事もそうですし、今回もそうなんですけども、私自身、能力のある限り、可能な限りなんですけど、組合にとっても建設的になればという観点から質問したいというふうに思っております。お互いに議論することで少しでも前進できればいいと考えておりますし、答弁によって、私が誤っているということが分かれば、それはそれでいいというふうに考えております。今日もそのように、なるべく穏便に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、管理者の2年交代ということが、もう古く、平成4年からずっと続いているわけですね。その理由としては、二市が人口も財政もほぼ同規模であり、連携して協力するというお答えでございましたけども、定期的に2年交代をなぜ続けているのかということについてのお答えには、これ残念ながらないですね。

志広組の事業というのは、どちらかといえば、長きにわたる経年的になる長期事業がほとんどだと思います。クリーンセンターも、今、建設が始まりましたが、完成してからは、少なくとも30年間は運営が続くということにされておまして、こうした事業を管轄するのが責任者であります組合の管理者なんですけども、その管理者がこういう長期的なスパンが続く事業に対して、定期的に短期間の2年交代を繰り返すことが適正かどうかということを思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山根 一議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 志太広域事業のほとんど経年的じゃないかということで、それが2年交代が適正であるかという御質問でございますけれども、志太広域事務組合の事業につきましては、経年的・継続的な事業であることは確かでございます。これまでも焼津市、藤枝市の二市と志太広域組合が連携しまして事業に取り組んでまいりましたところでございます。令和元年9月に稼働しました斎場会館の建設事業、それから、令和

3年4月に稼働しました大井川と藤枝の両環境管理センターの建設につきましては、それぞれの事業の時期が重なりましたが成し遂げてきたものでございます。ですから、管理者の選任につきましては、その都度、組合の規約に基づき互選しているものでございまして、それが2年交代であろうと、事業に与える影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 経年的な事業であるということはお認めになられておりますけれども、いわゆる連携してやっているというだけのお答えだと。斎場や汚泥につきましては、事業時期が重なりながら成し遂げているということでもありますけれども、それは当然成し遂げていかなければいけない話であります。その中で、なぜ2年交代を続けていくのかという肝心な点のお答えがございません。

では、もう少しちょっと具体的にお伺いしていきたいと思っておりますけれども、クリーンセンターについて、ちょっと具体的にお伺いいたします。

クリーンセンターは、昨年、工事が着工されました。そして、本格稼働までにまだ少し時間があるわけなんですけれども、ようやくこの工事に着工したということで、ようやく一段落ということには間違いありませんけれども、仕事がこれだけで済んだわけでは決してないんですね、組合は。当たり前なことなんですけど。これからの進捗状況や操業開始、それから、操業開始後についてもいろいろと組合はやるべきことが多々あります。

このクリーンセンター建設に関する確約書というものが交わされておりますが、これは、地元の仮宿町内会と藤枝市が確約したものです。平成31年の3月に、この北村市長の名前と、あとは仮宿町内会の対策委員の皆さんとの押印で、いわゆる建設にゴーサインが出されたというのがこの確約書です。

この確約書には、残念ながら志広組といったものが含まれておりません。土地が藤枝ですから、そういう形になるのは仕方がないというふうには思われます。

この確約書の中身には、これから志広組としてやるべき仕事が幾つか書いてありまして、それを幾つか、ちょっと細かく具体的に申し上げますけれども、いわゆる進捗状況についてなんです。仮宿町内からの要望としては、クリーンセンターの公害対策や敷地内の整備、周辺の公害対策整備については、操業開始前に完全に終了するものとするということが要望として書いてありまして、それに対する対応というもの、これは

藤枝市の返事なんですけれども、公害対策防止協定の中で検討し、稼働開始前には完了しますということが、対応、一応合意という点ですね、これは操業開始前ですね。

それから、その操業の開始、令和9年1月ですか、一応予定としては。その操業の開始についても、これ同意事項、勝手に開始しちゃ駄目だということ書いてあるんですよ。操業の開始にあたっては、確約事項の履行状況について、双方が、双方というのは、藤枝市と町内会ですね、双方が合意に達した後、操業を開始するものとする。

これに対して対応としては、その双方が合意に達していることを確認の上、操業を開始するということですね。ですから、勝手にゴーサイン出せないんですよ。

操業開始後も、これは主に公害についての事項なのですが、施設からの排水は法の川に排出すること。その後、排気ガス等にも公害防止協定を締結することということが要望内容ですね。それに対して、対応としては、ほぼそのとおりにしていきたいということがありまして、この確約書は、繰り返しますが、仮宿の町内会と藤枝市が交わしたものなんですけれども、実際、この実務は、もう藤枝市の側から離れて、組合のほうになっているわけですね、これをやるのは、クリーンセンターに関しては。ですから、志広組がこれから関わる部分が多いわけです。管理者が、結局、藤枝市長でない焼津市長の場合もちろんありますけれども、そういう場合、責任の所在という在り方が非常に曖昧になってしまうんじゃないかなというふうに思うわけなんですけど、焼津市が駄目だと言っているわけじゃありませんよ。2年交代を定期的に繰り返すことで、そういうことが生まれるんじゃないかということが言えると思うんですけども、いかがでしょうか。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（山根 一議員） 管理者。

○管理者（北村正平） ここでしゃべって大丈夫ですね。

この質問ですね、私がたしか市長になってから、大石議員をはじめとして、石井議員で今度は3回目なんですよ、この2年継続っていう。このいきさつを調べてみますと、志広組ができて、そして、ずっとこう続けてきて、石井議員もおっしゃってたように、平成4年に藤枝市の飯塚市長さんが辞められた。長くやりました。その前までは4年交代だったんです、ずっと。

そのときに、二市二町でやったと思うんですけれども、そのとき、当時の大井川町と岡部町は、藤枝と焼津が市でやってたから、そっちのほうでやってちょうだいよって、

そんなような雰囲気があって、そうだなってということで、じゃあ、焼津と藤枝、どうするかといったときに、そこでいろいろ議論があったと思いますけれども、お互いに、先ほど答弁したように、人口規模とか財政規模とか、そういったようなのがほぼ同じだから2年交代でいいじゃないの。意外に軽い感じでなったんじゃないかなってというような気はいたします。

しかし、こういうふうにやってきますと、いろいろ大型事業が最近増えてまいりました。クリーンセンターは、2年3年で終わりません。終わってからも営々としてしっかりとやっていかなきゃいけない。その前の取組として、ごみは藤枝。斎場、これは焼津。し尿はお互いにやろうというような感じで取組がありました。

そういう中で、やはりお互いがそこを責任持って、特に土地の取得、地元との交渉、そういうことはお互いに責任を持ってお互いにやろうじゃないかということで、私も市長になってから、これほど苦勞した事業はありません。私は命がけでやってきました。そういう中で、地元の人たちとやっているから、かなり意思の疎通もできてます。できればずっと、クリーンセンターだけについて言えば、管理者足る私が全責任を持ってやればいいのかもかもしれませんが、この志広組という組織の中で、お互いに分担して責任も一緒に持つということだと、かえって2年以外にやらないリスク、そういうような問題も逆に出てくるんじゃないかということがありまして、2年交代でやっていいじゃないかなってというようなことで、私も今、冷静に考えると、そのほうがうまくいくんじゃないかなと。

当然、職員はそれぞれやっておりますし、藤枝は今もこの志広組とは別にクリーンセンター推進課というのをつくっておりますので、そこで今までのいきさつ、土地の関係とか覚書とか、それは藤枝市が責任持ってやるよというような態度を示しておりますので、これからのいろいろのものはお互いの市がやっていかなきゃいけないということは当たり前の話でありまして、それは意思の疎通でやっておりますので、事管理者、事務局長については、2年が私はいいいんじゃないかなと。そういうようなことでこの答弁、改めて石井議員の質問から私が考えたところでございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 先ほどの答弁では、そこら辺のことはありませんでしたので、そういう市長、管理者の思いといったものが実際はあるということは分かりました。

私は、これまでは定期的に2年交代といったものが、これからちょっとまた触れます

けれど、事務局長、それから監査委員といったところでも、いわゆるちょっと思考停止になっているんじゃないかといったところが見えましたので、そういう通告をさせていただけましたけれども、管理者と、それから副管理者は、これは組織的にはどうしてもこれ置かなきゃいけないということなんですけども、意思の疎通が、今、もちろんできていると思いますけれども、それができていれば、こういう事態にも対応できると思いますけれども、それが何かしらがあって、その下でも定期的に短期交代ということになりますと、やはり混乱を招いてくるというふうに思いますので、そこら辺、私は定期的というのはあんまりちょっと、デメリットの部分もあるんじゃないかなというふうに、そこを私は考えております。

事務局長について、組織的なことをちょっと伺いますけども、結局、その事務局長も管理者が替わるたびに替わっております。これは、定期的にこの人事として替わるというふうに思うわけなんですけども、一方、かつて事務局次長という職はありませんでしたが、これもいつからか分かりませんが、2年交代という形で置かれているわけですね。事務局次長は副管理者の所属しているところから派遣になっていると。ここも合わせるような形で定期的に交代が繰り返されているということになっているわけですね。ここもだからそういう、先ほどちょっと思考停止と言いましたが、繰返し、替えなきゃいけないという形で交代ということが続いているんじゃないでしょうか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 事務局次長につきましてですけれども、こちらにつきましては、平成28年度から、こちらのほうを配置しておるところでございます。令和元年度以降につきましては、副管理者の市から派遣されている職員、そちらが務めているところがございます。管理者と事務局長、それが同じ市、それで、副管理者と事務局次長が同じ市から派遣されているという形のセットになっているのですけれども、両市の責任のバランスというものから、こちらの措置につきましては適切なものと考えております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 志広組の仕事も大変ですから、事務局長1人でなかなかこなせないところもあると思いますので、次長を置くこと自体は、それはそれであり得る話だというふうに思いますけども、今のお答えでは、両市の責任のバランスからというような、そういうお答えで、結局、管理者が藤枝の場合は藤枝、副管理者がいる場合は焼津

という、そこの肝心のところのお答えにはちょっとになっていないんですね。

志広組の行政組織図というものがありますけれども、この事務局次長は、平成28年に初めて置かれて、令和元年からそういう充て職というか、焼津がやるということになった。充て職というのは言い過ぎるかもしれませんが、そういうことですけど、副管理者がいるところが事務局次長になるということですね。この構図が定着しました。

市のバランスという形でお答えになりましたけれども、組合のこの行政組織図という形で見ますと、事務局のトップはもちろん事務局長ですね。それと独立している消防と看護学校を除いて、いわゆる事務部の組織を見ると、事務局方は一応3つの課があるわけですね。総務課とクリーンセンター整備課と施設課ですね。この3つの課があるんですが、事務局次長はクリーンセンター整備課の上に置かれていて、事務局長と、その間に挟まるような形で、組織図的にはこういう位置づけなんですね。

この図を見ている限りは、そのお答えの両市の責任のバランスといったものが、私はこの図からちょっと見えないんですけど、どういうバランスという形でこの組織になっているんですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） こちらの事務局次長の在はクリーンセンター整備課の上にあるという形になっておりますけれども、こちらにつきましては、それだけ志太広域事務組合として、このクリーンセンター整備事業が大切なもの、重要なものというものでございますので、そちらを明確にして、部長職である次長をつけるということで、事業の進捗を確実にしていくというためのものがございます。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） クリーンセンターが重要なのは確かなんですけども、当初のお答えは両市の責任のバランスという形を言われたんで、クリーンセンターに特化して、結局事務局次長を置いたということなんですよ、今のお答えは。そこが大事だからということで、相反するんですよ。機能的どころか、ますます複雑になっているだけだというふうに、私はちょっとこの図からはそういうふうにはしか見えませんでした。

それから、先ほど少し触れました監査委員ですね、議選の監査委員じゃなくて。監査委員も結局機械的に同じ形になっている、2年交代になっているんじゃないでしょうか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 監査委員につきましては議会の同意を得てということということで、優れた識見を有する者及び組合の議員のうちからそれぞれ1人を選任する、そういうことが組合の規約の第13条第2項によって規定されておるところでございます。

また、任期につきましては、識見を有する者は4年、組合議員から選任された者は組合議員の任期と組合規約の第13条第3項に規定されておるところでございます。平成20年12月の志太広域組合の理事会というものがございまして、そちらの申合せ事項としまして、原則、識見の監査委員は管理者の属する市から、議会選出の監査委員は、もう一方の市の議会議員から選出することとしておるところでございます。これも両市が責任を持って運営をしている志太広域事務組合とすれば、自然なものと考えているものでございます。

監査委員の選任につきましては、議会の同意を得ているものでございまして、機械的に2年交代しているというものについては考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） いわゆる識見を有する、首長の選任の監査委員は任期は4年、議選は2年ということですね。その識見の4年の監査委員については、志広組の平成20年の理事会ですか、その申合せ事項として、ここでも結局、管理者が所属している市の監査委員が志広組の監査委員になると。ここでもやはり2年というものが、そういう形を取ることで交代ということになっているわけですね。

確かに議会の同意といったことも言われましたけれども、監査委員を選任するのは、これは議会ではありませんで、管理者ですね。確かに議会の同意の上の選任というものがあんですけども、議会が仮に不同意とする場合は、例えば、その監査の内容に瑕疵があったとか、識見上どうなのかとか、そういう理由でない限りは、これは不合意できないんですよ、議会は。2年交代、お答えは、議会の同意を得て行われているというふうに言われましたけども、2年交代だからという理由で議会は不同意にできないんですよ、これね。そんなことをすれば明らかに越権行為になりますので。それをさもこの議会が2年交代同意した上でというふうにお答えされるのが、ちょっと行き過ぎだと私、思います。

今まで2年交代は、いわゆる両市の責任とか規模が同じとかというふうに、適材適所という言葉もございましたけども、一方で、消防ですとか看護専門学校はそうはなって

いないのではないんですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） まず、消防のほうでございますけれども、消防の職員につきましては、一般行政職の職員とは違いまして、消防の広域化、以前から両市で独自に職員を採用しておりました。その中で適材適所に人員を配置しているということで、2年交代という形にはなっておりません。

また、看護学校の校長先生でございますけれども、毎年、学校長に御承諾をいただくという形で管理者が任命しているもので、2年交代とはなっていないものでございます。過去には13年連続して学校長を務めた方というのもいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） つまり、2年交代の適材適所と言いながら、長年勤務しているのも、これも適材適所なんですよ。一体どういう説明できる基準みたいなものがあるのかと思うんですけど、ちょっと突き詰めていっても何も出てこないのかなというふうに思いますね。

二市で連携を取ってやっていると言われます。議論もされてると言われております。では、組合が主体的に行っている、例えば施策的なものが何かあるのかということです。例えば、ごみの減量とか言えると思うんですよ、組合の事業の中ではね。例えば、市民、住民にアピールできる、組合がですよ、両市がやっているわけじゃなくて、組合がやっている、施策的にアピールできるものが何か挙げられますか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 志太広域事務組合の事務局としてお話をさせていただければ。両市から、例えば、清掃工場の運営の委託であったり、環境管理センターの運営委託であったりというものを請け負っているという形でやっておりますので、そちらの事務をやっていくということが私たちの仕事になりますので、市民にPRするとかというのじゃなくて、その運営を着実にやっていくということが私たちのPRポイントでございますので、例えば、ごみの減量化であるとかいうのは両市の施策でやっていたところでございます。それを受け取って、それをちゃんと焼却し、それから最終処分場まで持っていくというのがうちの仕事でございますので、そういうふうに私たちは考え

ております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） つい最近の話ですけど、3月16日のテレビの報道で、藤枝市と焼津市と組合がサントリーとペットボトルの水平リサイクル促進に向けた協定を結んだという報道が、つい最近です、3月16日にありまして、これは、現在、回収されたペットボトルが再びペットボトルに再生される水平リサイクルと呼ばれます割合が29%なんですけど、この協定でペットボトル、これから回収できるペットボトル925万本が100%水平リサイクルが可能になると、そんな、ちょっと短い報道だったものですから、テレビでこれ流れたんですね。これがどういう中身なのかって、私も報道でしか知ることが分かんないんですけども、一応こういうところはあるわけなんですよ。これ両市が主体にやっているか、組合が主体的なのかちょっと分かんないんですけども、一応志太広域事務組合という形で出されていますので、組合がもちろん関与というか、主体的な役割を果たしているんじゃないかなというふうに思うんですね。

実は、この質問ですけども、少し正直言って意地悪な質問をいたしました。それはなぜかという、通告をしていませんでしたので、突然急に聞いたわけですね。しかし、これは藤枝市議会も焼津市議会も同じだと思いますけども、通告がない、いわゆる委員会の審査では、こうした類いの質問ですね、課として、担当課として何かアピールできるものがありますかと聞いた場合は、担当課長は委員会では普通は胸を張って答えるんですよ。それは当然答えるんですけども、ましてや百戦錬磨の経験を積んでる鈴木事務局長は、即座に答えても、これおかしくない。アピールするものがありますかというふうに聞いてるんですから、即座に出てくるのが普通はあり得ると思うんですけども、なぜか、少し困って声も小さくなってしまったというようなことですのでね。

結局、何ていうんですかね、職員の皆様も、ほとんどこの2年交代という形が、いわゆるローテーションとしてできてしまっているの、私は、人間として、やっぱり2年先には元に戻るんだという、そういう思いをどうしても持つ職場では、なかなかこの意欲が出てこないと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山根 一議員） 石井議員、今、5番で、組合で行う事業というふうなことで先ほど伺っているような感じですが、御自分でもおっしゃったように、通告をしてないと。先ほど監査委員のところまで入っていったもんですからどうかなと思ったんですけども、

事務局長、お答えになってましたんでね、そのまま答えてもらいましたけども、あまり組合で行う事業というふうなところで、あれもこれも全部引っかけていきますと、通告してないもんですからお答えにくっていうのはあると私は思ってます。

○2番（石井通春議員） 答えられなければいいです。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） ただいまの御質問でございますけれども、今、PRポイントはなかった、しなかったというお話ですけれども、今回のサントリーさんとの協定につきましては、確かに志太広域事務組合というものも入っておりますけれども、もともとペットボトルの回収につきましては両市がやっていた。それを私たちは容器を圧縮しまして中間処理をするという形で、その後、そちらの容器リサイクルのほうでやってもらうというような形を取っております。今後、このサントリーと協定を組んだ後も、私たちのやっている事業としては全く変わらないものでございます。同じものをPRすることはないと思いますので、そのまま答弁したものでございます。

両市からすると、両市が掲げている脱炭素社会、そういうものに大きく貢献する事業と考えております、このサントリーさんとの協定はですね。ですので、そちらの、両市のほうでPRすること、アピールすることはあると思いますけども、志広組の事業としてはそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 通告と言いましたのは再質問まで通告してますので。今の、先ほどの再質問は、その再質問の通告もしてなかったということでありましたので、ちょっとそこだけは申し上げたいというふうに思います。

それでですね、じゃあ最後のところに入りますけども、いわゆるその管理者も互選にしていくべきではないかということですが、管理者は、いわゆる市長ですから公人ですね。公人であります。志広組はインフラ関連を行うのが組合でありまして、この消防もそうです、ごみの減量なんかもそうなんですけど、こういう住民生活に密接に関わることを志広組はやってるわけなんですよ。公人である方は、おのずと選挙の公約としてこういうことで掲げる項目も多くあると思います。特に消防なんか能登半島地震なんかもありましたので、今度も選挙もありますけど、そういうことがアピール、住民も聞き

たいというふうに思うんですよね。ところが、副管理者と協調を求めることになりますので、あまりこの公約がとっぴというか、両市合わせなきゃいけませんから、どうしても無難なものになっていくんじゃないかなと。

これは2年交代の問題だけじゃなくて、一部事務組合全体の問題だというふうに思うわけなんですけども、2年交代ということは、それにまたさらに輪をかけることになっていくんじゃないかなと思いますけども、いかがですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 志太広域組合の事業に関わるものにつきましては、二市で話し合いをして、連携、協力して、また協調して実施するものでございます。ですので、市長のほうで公約として掲げることに何ら影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 繰返しになりますけど、これで最後にいたしますが、2年交代が全て駄目ではないと私は思います。定期的な交代の繰返しで出てくる問題点が、私はそのクリーンセンターの問題ですとか事務局の問題などで具体的に聞きました。少しでも前に進むべく改善点を一応示しているつもりでありますけども、連携とか協調というだけではね、どうしても志広組がやってることだから、全て正しいというふうに思っているんじゃないかと考えちゃうわけですよ、聞いているほうから見れば。

もう一つは、分かっているながら開き直っているかのどちらかかなというふうに。連携とか協調ということを繰り返すだけではやっぱりそうなりますので、管理者からはそういういきさつの答えがありましたから、少なくとも石井が訳分からんことを聞いていやがるぞと思ってはないというふうには思いますけれども、そういう思考停止みたいな考え方ではやっぱり発展がないと思います。

一部事務組合は、間接的とはいえ、自治体でもありますので、一種の決定権も持つものであるというふうに思いますので、そういう観点から、また組織を進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（山根 一議員） 以上で、石井通春議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 議長、12番 杉田源太郎。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

（登 壇）

○12番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。通告に従って一般質問を行います。

まず、第1番目に、今、志広組が現在運営している各施設の運営状況について、お伺いいたします。

（1）葬祭式場「星山の苑」の利用の現状と運営について、お伺いいたします。

ア、火葬件数についてお伺いいたします。

令和3年度、4年度、これの12歳以上の火葬件数は、3,291件から3,522件と231件増加しています。

（ア）令和5年度の2月末現在の火葬件数はどうか、お伺いいたします。

（イ）新斎場整備基本計画の将来火葬件数の予測と比較して、令和5年度の火葬件数のこの予測はその範囲内でしょうか。

イ、葬祭式場の利用件数について。

令和3年度は56件、令和4年度は35件、21件減少しています。令和5年度2月末現在はどのような状況になっているでしょうか。

（2）清掃工場ごみの処理量とクリーンセンターについて、お伺いいたします。

燃やすごみの搬入状況について。

（仮称）クリーンセンター整備事業が順調に推移しているところの前の議会で報告されました。令和4年度、両市が燃やすごみの搬入状況、これは5万9,435トンで、前年度から606トン減っています。

ア、令和4年度のごみの量は（仮称）クリーンセンターが計画しているごみの処理量のこの範囲内でしょうか。

イ、令和5年度2月末現在の燃やすごみの搬入状況は、令和4年度と比較してどのような状況になっているでしょうか。

ウ、令和6年度当初予算の説明で、3款2項2目ごみ処理費は16億1,841万9,000円、令和5年度当初予算より8,494万2,000円減少しています。約5%の減少で、清掃工場の維持補修費が主な減額とのことでした。高柳清掃工場は約1億5,000万円減り、約2億3,359万円、一色清掃工場は逆に約3,200万円増えて、全体で約2億5,070万円です。その理由はどのようなことでしょうか。

(3) 環境管理センターでのリンの回収と売却について、お伺いいたします。

令和3年の4月、大井川・藤枝の両環境管理センターが稼働しました。リンの回収と売却、これは大きな売りだったと思います。令和3年、令和4年の各3月定例会でリンの回収、売却の関係について一般質問をさせていただきました。その後の経過について、お伺いいたします。

ア、令和4年3月定例会で、現在、リンの回収量は100キログラム、これも藤枝のみとの答弁でした。令和5年度2月末現在の回収量はどのくらいでしょうか。

イ、令和4年度2月現在、し尿、汚泥搬入量は、藤枝環境管理センターが3万9,235キロリットル、大井川環境管理センターが5万1,234キロリットルでありました。リンの回収量は、し尿、汚泥搬入量ではなく、そこに含まれるリンの濃度が計画より低かった、そのことが原因の1つだったという説明がありました。その後の調査結果はどうでしょうか。

ウ、リンの回収方法が、藤枝はMAP方式（マグネシウム等の変化）、大井川はHAP方式（カルシウム等の変化）、その違いについて調査段階ということでした。調査の結果はどうでしたか。

エ、令和3年3月定例会において、回収されたリンを販売するため国に肥料登録を行い、地元の肥料業者へ売却予定と。令和4年の3月定例会で、回収したリンは配布の要望があった近隣住民に無料で配布する予定と。必要なリンの再資源化できるよう努めるとの答弁がありました。令和6年度一般会計予算歳入の5款2項1目物品売払収入470万5,000円、令和5年度は499万4,000円、令和4年度533万4,000円でした。これにリンの売却は入っていますか、お伺いいたします。

以上一般質問といたします。

○議長（山根 一議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（山根 一議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（北村正平） 杉田議員にお答えいたします。

初めに、御質問の志太広域事務組合各施設の運営状況についてのうち、その1項目め、葬祭式場「星山の苑」、この運営についてのア、火葬件数についてのうち、令和5年度の火葬件数、これは基本計画の予測の範囲内について、このことをございます。

令和5年度の計画値は3,461件で、本年度2月末の実績3,147件と昨年度3月の実績314件を合算した場合、3,461件となりまして、計画どおりとなっているところでございます。

続いて、2項目め、ごみ処理量とクリーンセンターについてのア、令和4年度のごみ処理量は、（仮称）クリーンセンターの計画ごみ量の範囲内について、このことでございます。

（仮称）クリーンセンターの燃やすごみの計画処理量は、令和9年度に5万9,895トンでありまして、令和5年度の燃やすごみ搬入量、この実績5万9,435トンは計画の範囲内でございます。

次に、3項目め、環境管理センターのリンの回収と売却についてのウ、MAP方式とHAP方式の違いの調査結果について、このことでございます。

リン回収の方式でありますMAP方式とHAP方式では、汚水処理工程や添加剤などに違いはありますが、大きな差はありません。今後もプラントメーカーと継続いたしまして調査研究を行ってまいります。

残りの項目につきましては、事務局長からお答え申し上げます。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 私から、志太広域事務組合各施設の運営状況についての残りの項目について、お答えいたします。

初めに、1項目め、葬祭式場「星山の苑」の運営についてのア、火葬件数についての（ア）令和5年度2月末現在の火葬件数についてですが、3,145件でございます。

次に、イ、令和5年度2月末現在の葬祭式場の利用状況についてですが、19件でございます。

次に、2項目め、ごみ処理量とクリーンセンターについてのイ、令和5年度2月末現在の燃やすごみの搬入状況についてであります。5万2,371トンで、令和4年度2月末の5万4,716トンより2,345トン減少しております。

次に、ウ、令和6年度当初予算のごみ処理費の維持補修費についてであります。高柳清掃工場の維持補修費の減額は、令和5年度に行った飛灰搬送コンベヤ更新工事とホッパシュート補修工事の完了に伴うものであります。また、一色清掃工場の増額は、令和6年度に飛灰搬送コンベヤほか更新工事を行うものでございます。

次に、3項目め、環境管理センターのリンの回収と売却についてのア、令和5年度2月末現在のリン回収量についてであります。藤枝環境管理センターが今年度は3.6キログラム、累計で232.6キログラム、大井川環境管理センターは回収がなく、累計でも0キログラムであります。

次に、イ、リン濃度の調査結果についてであります。大井川環境管理センターのし尿と浄化槽汚泥に含まれるリンの濃度は依然として低く、リン回収は困難な状態でございます。

次に、エ、令和6年度当初予算の歳入、物品売払収入についてであります。リン売却は物品売払収入で2,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員、よろしいですか。はい、12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） じゃあ、再質問させていただきます。

まず、葬祭式場の件ですけれど、令和6年度、この火葬件数の予測、これはどのように立てていますか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 令和6年度の将来火葬件数予測でございますけれども、新斎場整備基本計画より、こちらは3,515件でございます。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 高齢化が進む中で、やっぱり当然増えていくんだろうなと思います。

それでは、続いて、その葬祭式場のその利用件数です。

2月末現在で19件。これは、令和3年度は56件、そして、令和4年度は35件、21件減少しています。令和5年度末で19件でしたか。葬祭式場の利用件数、これをそちらの資料で調べると、令和元年度は68件、令和2年度79件で、11件増えている。令和3年度で56件、令和5年度で2月末で今の19件ですか。昨年度の3月実績、これを合計すると何件になりますでしょうか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 5年度の2月末の実績の19件と昨年度の3月の実績であります6件を合算しますと25件でございます。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 25件、またものすごく減っているんですよね。これだけちょっと減ってきてる。利用件数の減、これが令和2年度の利用件数から、これはずっとどのように予測をしてきたのか、予測の範囲なのかということをお聞きします。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） こちらの利用件数の減については、当初の想定しているものではございません。こちらのほうには、新型コロナの感染症等により家族葬等が主流になったこと、また、それに伴いまして、民間の葬祭式場が増加したことなど、こちらが影響していることと思っております。

以上です。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 平成30年2月供用開始になっているんですけど、この利用件数、どのように予測をしてきたんでしょうか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 斎場会館、葬祭式場の利用につきましては、旧葬祭式場の稼働件数というものが毎年数百件でございましたので、その数百件に緩やかに回復していくものと考えておりました。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） そうやって旧葬祭式場の実態はこうだったからそういうふうには予測した。だけれど想定外のコロナ、それから民間が増えた、そういうことで予測ができなかったということですね、今の答弁から。

今、私もテレビ等で、家族葬の広告が随分増えている、そういうふうには感じてはいません。今年度も利用件数減ですね。かなりまた減る。そして、来年度予測した、そういうことで理解をさせていただきます。

続きます。

いろいろな宗教の区別があると思うんですけど、無宗教でも対応は可能です。これらの区別によって利用件数の違いってというのはありますか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 仏式や神式など、宗教の違いによる、そちらの利用件数の違いはございません。

以上です。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） じゃあ、お聞きします。

斎場会館の使用料、この予算案ですけど、2款1項1目1節斎場会館使用料、令和6年度1,495万4,000円、5年度1,797万5,000円、令和4年度1,794万円、令和3年度1,794万円同額。この決算、これで令和4年度では約1,418万円、令和3年度では決算が約1,442万円。ほぼ似たり寄ったり。この予算のうち、葬祭式場のこの使用料は、各年度幾らになりますか。件数と一緒にお願いいたします。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 令和3年度におきましては、こちらは522万3,000円となっております。令和4年度も同じく522万3,000円です。令和5年度も同じく522万3,000円、来年度、令和6年度予算につきましては142万4,000円、こちらのほうを計上しております。こちらにつきましては、予算書の説明欄のほうに記載があるものでございます。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） そのとおりです、説明があるんです。葬祭式場の利用料は約4万円です。令和4年度に、4万円、その35件で140万円、これしかなかったんですよ。令和5年度の葬祭式場のその利用件数。先ほどの答弁、25件ですよ。令和5年度のその当初予算のうちの葬祭式場使用料、この大幅に数が減少している。これを予測していたということですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 令和5年度の当初予算を設定したときには、コロナの感染症が終結し、利用件数が回復すると予測しておりましたので、月に11件、それが12カ月で132件と予想しておきまして、そのときに522万3,000円という予算を計上しているもの

でございます。

以上です。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 先ほども言いました。令和元年度68件、令和2年度の79件、11件増、増えたんですね。2年度からコロナだったと思うんですけど、3年度で56件、23件減った。令和4年度で35件で、また21件減りました。令和5年度3月末で25件。こうなると10件また減る。

コロナの感染症が終息し、利用件数が回復すると予測したという今、御答弁でしたけれど、この実績の件数に対して132件、あまりにも多いですよ。実績、多いときでも令和2年度の71件ですよ。そのときコロナがおさまる、おさまらないという問題は当然あるかもしれませんが、あまりにも差があると思います。この予測ということに問題があったというふうに私は思うんですけど、令和5年度の25件の想定があったから令和6年度は36件になった。これは妥当だと思います。だけど、その前のところの件数、全部132件と言いましたよね。令和3年度、4年度、5年度、全部132件でした。やっぱりこここのところの前年度を顧みて、コロナがずっと始まっていった、先ほどもいろいろな家族葬だとかそういうのが増えていった、そういう経過があるから、これは減ったということじゃないかなと思うんですけど、やはり6年度、この予算を計上するにあたって、先ほど言ったように、5年度の25件というものが想定されるから6年度はこういうふうにしたよ、ここはやっぱりすごく妥当だというふうに思うんですけど、それまでの令和3年度から令和5年度のその予算を計上するときのね、これが少し僕は甘かったんじゃないかなと思います。

続きます。

この斎場、市民の税金を使って建てられた施設です。市民の利用を促しながら利用件数を上げる方法、こういうものを考えているでしょうか。民間が増えたよということ、それから、利用件数がもう少し伸びないなという判断をしているんだと思うんですけど、この辺、利用件数を上げる方法を考えていますか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） これまで葬祭式場につきましては、1日の利用回数を3回というふうな制限でやっておりましたけれども、令和6年4月、この4月からですけれども、

火葬前に葬儀が行えるようにするというような利用を一部、やり方を変更するなど、柔軟な運用に変更する予定でございまして、今までの3とおりから9とおりぐらいに柔軟に対応できるように対応したいと思います。

こちらの葬祭式場が利用しやすくなったということ、また、一般よりは安価な料金で小規模な葬儀ができるよと、こちらのことにつきましては、組合と両市の広報で、こちらで周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 分かりました。

確かに利用方法について、いろんな、家族葬だとかそういうものが増えていく中で、この斎場でもそういうことができていくんだよという方法をやっぱりぜひ進めてもらいたいなと思います。

私、ちょっと確認できなかったんですけど、3とおりから9とおりに拡充するって今、答弁ありました。具体的にどういうことですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 現在は、9時に火葬したものについては11時に葬儀をする、それから、11時に火葬したものについては1時にするというような形で、あと1時に火葬したものには3時に葬儀をするというようにそのように決まっていたんですけども、そうじゃなくて、実際に火葬の時間というのは30分刻みでこうやって決められておりますので、今実際に、こうやって運用状況を見てみますと、幾らでも1日空いているんですよ。それを使わない手はないものですから、9時半に火葬したものについては11時半からやればいいことだし、10時に火葬したものについては12時台から使えるという、そういうふうな形で弾力的にやろうというものでございます。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解しました。

すごくそういう効率的なこともやっていきながら、先ほど二市の広報誌でもこれやっていくということで、これもいつからやっていくのか分かりませんが、その広報誌をやっぱり確認させていただきながら、やっぱり私たちとしても、ここをできるだけ市民として利用していくような、そういうことを訴えて、宣伝もしていきたいなとい

うふうに思います。よろしく願いいたします。

では次に、清掃工場のごみの処理量の問題についてですけれど、藤枝市と焼津市、今までもずっと、ごみの減量化、ずっと図ってきて、ちゃんと成果を上げてきています。計画のその範囲内ということでも、今、またさらに、もっと減量しろよという、そういうことを志広組として両市に言っていくということですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 現在のごみ量が減少している、こちらにつきましては、両市のごみ減量の施策によりまして結果が出ているものと判断しているところでございます。現在、事業系のごみが減少しております。ただ、今後、景気が回復する、また、観光など、人の往来が活発化することなどによってごみが増加することも考えられます。ですから、継続して減量に取り組むことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 当然のことだと思います。幾らここまで減って、その能力が大体そのくらいだからいいよということにはならない。市民のほうにも、やっぱり減量についての意識をどんどん、どんどんやっぱり高めていく。両市含めて頑張っていかなければならないと思います。

さて、先ほど能登半島のこと出ましたけれど、東海大地震、南海トラフ、この地震、いつ起こるか分かんないよということをお人ごととしてやっぱり考えちゃいけないというふうに思います。もしそういうものがあつたとしたら、その災害ごみ、地震の災害ごみですね、これについて、どんなふうに対応するかというのは検討されていますか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 大きな地震が起こった場合の災害ごみの対応でございますけれども、こちらのごみの処理につきましては、最終的には両市の施策というものに掲載されてございます。地震後、清掃工場では被害状況の確認や、破損があつた場合には修理、それが完了した後に稼働するということになりますけれども、稼働ができない場合につきましては、近隣の市町に協力をお願いして処理していただくことになります。

清掃工場、今、計画しているもののごみ処理量につきましては、平常時のごみの量、そちらのほうを想定しておりますので、災害ごみの処理ができる施設というもので想定はしていないものでございます。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 当然その両市でね、私も東日本大震災のときに現地に何回も行ったときに、その分別の仕方をちゃんと、これは市がやること、志広組でやることじゃないかもしれないけれど、そういうものがちゃんと、分別がしっかりやられているかやられていないかで後の対応がものすごく早くなるか早くならないかというのが、岩手のほうのところと宮城のほうと比べたときに、その分別するのがすごく大変だったんだけど、それを分別してあることによって、その後、ごみ処理場に持って行く、それがすごく楽になっていたということで、これは両市の対応だということだもんで、もうそれは焼津は焼津のほうで確認をしていきたいと思います。

次に、先ほど一色工場の問題ですけれど、飛灰搬送のためのコンベヤの更新工事を行うために高くなっちゃうんだよ、高柳のほうは安くなるけれどっていう、そういう答弁でした。令和6年度、この当初予算、ごみの処理費、維持補修費のうち、一色工場の飛灰搬送のコンベヤだということなんですけれど、前回の更新はいつ行ったんですか。また、このコンベヤの更新費用は幾らですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 過去に飛灰搬送コンベヤの更新の実績はございません。今までは補修ということで対応してまいりました。しかし、今般、補修できないところの状態まで来ておりますので、今回初めて更新工事を行うものでございます。更新の費用につきましては3,271万4,000円、そちらのほうを計上しております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 高柳は昭和59年4月に稼働して、一色工場は平成元年9月に稼働して、あんまり離れてはいないわけですけど、ここでコンベヤの交換、高柳のコンベヤの交換は、これ、いつやったんですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 今年度です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 高柳は今年度やったと。じゃあ同じくらいの金額がかかっているんですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） はい、同じような金額。今ちょっとすみません、数字を明確なものを持ってないですけども、同じような金額がかかっております。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 両方とも初めての交換ということだと思んですけど、年度からいってね。そうすると、このコンベヤの耐用年数っていうのは何年なんですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 一般的に飛灰搬送コンベヤの耐用年数というのは15年というものでございます。それを今まで補修ということで、定期点検もやりながら、こちらの耐用年数を延ばしてきたというのが現状でございます。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） はい、了解しました。

燃やすごみのその搬入量、藤枝と焼津二市、この持込み等で令和2年度、これは約6万1,500トン、令和3年度は約6万トン、令和4年度は約5万9,400トン減少しているわけです。単純に365、1年で割ると、1日164トンになります。高柳清掃工場の処理能力、そして、現在建設中のクリーンセンター、この処理能力は1日当たり何トンぐらいですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 高柳清掃工場の処理能力につきましては、1日当たり255トンでございます。また、（仮称）クリーンセンターの処理能力につきましては、1日当たり223トンでございます。こちらにつきましては、年間269日稼働するものと計画されておりまして、残りの85日につきましては点検等に使われるものでございます。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 3月定例会の初日の説明で、クリーンセンター、この試運転が令和8年の7月から12月まで、供用開始が令和9年の1月から。あっ、令和9年。えっ、7年かな。令和、今は何年だったけかな。

（「6年度です」の声あり）

○12番（杉田源太郎議員） 6年。あっ、いいんだ、いいんだ。令和9年の1月からになるという、そういう説明があったと思います。残りが2年9カ月で供用開始になるということですけど、ごみの搬入量は減って、高柳の清掃工場の処理能力で処理が可能ということになると思います。一色工場の維持補修費が3,200万円増額になって、全体では2億5,000万円、補修工事はやっぱり必要なんではないですか。そのことについて志広組の中で議論はされてますか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 清掃工場の修繕につきましては、令和6年、令和7年と、こちらのほうで修繕は完了して、令和8年度、最終年度につきましては、クリーンセンターの稼働を考慮しまして、極力予算をかけないよう、こちらのほう、メーカーと調整をしながら計画を立てているところでございます。

杉田源太郎議員おっしゃっていますように、机上の計算では現在でも高柳清掃工場だけで処理できるごみ量ということとは言えますが、高柳清掃工場は、先ほどありましたように、昭和59年から稼働しているものでございます。これまで40年稼働してきました。フル稼働させることによりまして大きな不具合が発生し、修理が不能、または稼働停止になることが最も恐れることでございまして、費用はかかりますけれども、現在は両方の清掃工場を稼働させ、安定した稼働によりごみ処理を行うことが最適なものと考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） ごみの処理っていう市民生活にとってすごく大切なことなんです。能力的には大丈夫かもしれないけど、今、答弁あったように、かなり年数がたっているということで、そこを対応していくには、数年でもうやめちゃうかもしれないけど、やっぱりそれはやっていくっていう、そういう姿勢なんだと。分かりました。じゃあ、それは了解いたしました。

じゃあ、次にリンの回収について、質問させていただきます。

答弁の内容で最初にちょっと確認をさせていただきます。

令和5年度の2月末現在での回収量は、藤枝で3.6キログラムというふうにお答えがあったと思うんですよ。それで、合計で二百三十何キログラムとか、そういうふうになんかちょっと聞こえたんですけど、ちょっともう一度答弁をお願いします。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 令和5年度の回収につきましては、3.6キログラムでございます。それで、昨年度が100キログラムですね。その前の年におきましても129キログラム。令和4年度に100キログラム、令和3年度に129キログラム。そして、その3年を足しまして、合計で232.6キログラムというものでございます。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） すみません。令和3年度がちょっとあったかどうかということも確認していませんでした、すみません。

リンのその濃度の調査結果についてですけれど、生し尿に含まれるリンの濃度が高い、そういうことを言われたと思います。二市において浄化槽の設置はどんどん、どんどん進んでいったというのはね、これは紛れもない事実だと思います。この新しい環境管理センター、これを計画したときから、もうこういう浄化槽が進んでいくっていうことは想定されていたと思うんですよ。リンの濃度について理解がされていなかったということですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 平成29年3月に完成しました新環境管理センター整備基本計画、こちらにおきましては、リンの回収は比較的新しい技術でありますけれども、運転管理が容易であることや、設備や保管場所がコンパクトで済むことなど、優位点が多いことから、本組合に最適な資源化方式として判断されて、こちらの建設に至ったものでございます。

それで、リン濃度が市が収集する生し尿と浄化槽汚泥の比率に影響されること、こちらは計画においての明確な文献とか実績等も少ないため、供用開始以降に、こちらのほうは徐々に分かり始めたものでございます。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今までの一般質問でリンのことでやったときに、やっぱりリンっていうのは、窒素、リン酸、カリってね、物すごくやっぱり大事な、一番大事な3つの要素だというふうに言われているわけなんですけれど、この話を聞いたときに、やっぱり藤枝・大井川の新環境管理センター、その稼働に向けてリンを回収して売却していくよっていうのはね、やっぱりすごく私たちにとっても大きな期待であったり、志広組としても売りの1つだったと思います。だけれど、今後も生し尿はどんどん、どんどん減っていくものだと思います。5年度の回収量、どの程度なんですか。4年度と同じように、要望に応じて無料配布していくんですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） リンの回収量、先ほども言いましたように、3.6キログラムでございまして、こちらにつきましては配布ということで、近隣住民への配布を継続していくということを考えております。また、今後につきましては、近隣の小中学校の花壇用の肥料として配布すること、そちらにつきましても、地元の協議会と協議して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今までの答弁の中からはなんですけれど、令和4年度で回収量が100キログラム、藤枝だけ、藤枝のみ。今年度は藤枝のみで3.6キログラム。この100キログラムと3.6キログラム、物すごい大きな差ですよ。この差の原因は何でしょうか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） それこそ藤枝の環境管理センターに搬入されるし尿につきましても生し尿の量が減ってまして、浄化槽汚泥のほうが増えているということで、取れていない状況でございます。ですので、1年間続いて少しずつ取れているというのじゃなくて、一時的に生し尿が増えた時期に、あるときにぽっと取れるような形が考えられますので、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 先ほど管理者の答弁で、物品売払収入で2,000円を予算計上

しているというふうに答弁あったと思います。だけど、今の御答弁では無料配布ということですね。これは、先ほどの物品売払収入2,000円予算計上したけど、やっぱりこれは駄目だよっていう、そういうことでいいですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 今の技術の中ではなかなか回収するのは難しいと思いますけれども、それぞれのメーカーのほうで技術革新というものがございまして、今後、急に取れ始めるということもあるかと思しますので、予算上として、それをもし取れるようになったとき、売り払ったときに入るところの入れ物がないと困りますので、予算上は計上しているというものでございます。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） ちょっと分かんないもんでね、何とも言えないということはしょうがないのかなと思います。

今、処理方法について言いましたけど、処理方法、汚水処理の工程や添加剤などに違いがあります。だけれど大きな差はないと。今後もプラントメーカーとリンの回収ができるように努めていくという答弁があったと思います。どのように努めていくんですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） それぞれ事業をやっている業者がございまして。大井川の環境管理センター、藤枝環境管理センターも事業をやっている業者がございまして。DBO方式でオペレーションについても委託しているものでございましてから、そちらの会社につきまして新しい技術革新があったら採用してほしいよ、取れている企業があったら教えてほしいよということで、そういうことでこちらのほうとしては諦めずにリンが回収できるように努めているところでございまして。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） いいですか。何か怒られるのかと思った。

分かりました。本当にすごく期待をしているそのリンの回収というのがあって、今後もうすごくやってもらいたい、そういう期待、これは今後もやっぱり誰もがもっていると思います。当然技術的にどんなことに進んでいくのかというのは私もちょっと分かりません。

ちょっといろいろネットなんかで見ると、東京都の下水道局が今年の1月29日からリンの回収、肥料化のその施設の運転を開始するっていうふうに書いてありました。年間約70トン、この生産量を予定しているというふうに書いてありました。まだ実績は、まだ今年の1月29日からですからね、分かりませんが、全国のし尿処理施設でリンの回収ができて、そういう施設っていうのはありますか。あるとすれば、藤枝あるいはその大井川、先ほどのMAP、HAP、この方針の違い、そういうものとの違いはあるんでしょうか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 下水の処理場でございますけれども、こちらにつきましては、し尿等が直接処理場のほうに流入していくというものでございますけれども、藤枝と大井川の環境管理センターにつきましては、浄化槽汚泥ということで、もうリンというものが流れて去った後の汚泥を、90%以上がそちらのほうを占めているもので、そもそも状況が違うということで比較の対象にはならないものと考えております。

また、神戸市の下水処理場でリン回収の実績があることは把握しております。全国のし尿処理施設でリンの回収ができて施設はありますけれども、生し尿の搬入量が多い、浄化槽がまだ十分に普及していない、比較的人口の少ない山間部での地域で取れているというふうに聞いております。

しかしですね、浄化槽の普及によりまして、年々リンの回収量が減少しているようございまして、売却するほどの回収量が少ないため無料配布しているというふうに聞いています。

以上です。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 先ほど言ったように、東京では今年の1月29日からということなんですよね。そうすると、今までのずっと答弁いただいた中で、この生し尿というものが、そこに含まれるリンが多くて、それがどんどん、どんどん少なくなってきたもので回収がなかなか難しくなってきた。ただ、東京では人口も面積も違うものでちょっと一概には言えないけれど、こういう生し尿の量がまだ多いっていうふうに思っているもので東京はこういうことを言っているという、そういうことでいいですかね。あっ、聞いてもしようがないのかな。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 私の知る範囲でお話をさせていただきますと、それこそ浄化センターっていうのは、家のトイレから直接し尿、それから生活雑排水もですけども、そのまま下水道処理場に入ってくる。途中の中間の処理はされていませんで、リンの濃度のそのまま入ってくるというものです。浄化槽につきましては、初めに家で浄化槽にためることによって、上水の中にリンがたまって、それが流れていってしまう。残ったこの、かすって言っちゃあ悪いですけども、浄化槽汚泥が環境管理センターに運ばれてくるものですから、そちらによって濃度というものは全く違うものだと考えております。

以上です。

○議長（山根 一議員） 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 先に希望が持てるのか持てないんだか、ちょっと今の回答の中で、自分が調べる中でもちょっとそここのところははっきりできないんですけど、また何か技術的なそういう、革新とかそういうものがほかの市町であって、そういうことができる、それはクボタ、あるいは何だっけ、もう一つ何とかというところ、藤枝と大井川のそのおのおのの事業者がまた研究してくれるのかもしれないけれど、またそういうものを、先ほどの答弁にもありましたけれど、そこをやっぱり追求していくように志広組としても力入れてもらって、本当に希望として、そのリンが何とかこういうリサイクルという中で取れていく、そういうことを願って、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山根 一議員） 以上で、杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。よろしく申し上げます。

○議長（山根 一議員） 日程第2 第1号議案から第6号議案まで、以上6件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案6件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に議案について討論のある方は通告願います。

午後 5 時00分 休憩

午後 5 時00分 再開

○議長（山根 一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の 6 議案に対する討論に入るのでありますが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、上程議案 6 件の採決を行います。

初めに、第 1 号議案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山根 一議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第 2 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山根 一議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第 3 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山根 一議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第 4 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山根 一議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第 5 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山根 一議員) 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

最後に、第6号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山根 一議員) 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(山根 一議員) 日程第3 発議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○9番(油井和行議員) 議長。

○議長(山根 一議員) 9番 油井和行議員。

(登壇)

○9番(油井和行議員) ただいま上程されました発議案第1号 志太広域事務組合議会 会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を提出者を代表し申し上げます。

現在、組合議会の全員協議会については、規則に会議としての位置づけがなく、傍聴等のルールも定められていなかったことから、会議としての位置づけを明確にし、傍聴ができるように改正するものであります。

加えて、欠席の届出及び携帯品に関わる条項について、字句の整備等を行おうとするものです。

なお、参考資料としまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(山根 一議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案は、私を除く15議員による発議ですので、質疑・討論のいずれも省略したいと思いますが、御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山根 一議員) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑・討論のいずれも省略することに決定いたしました。

これから、発議案第1号の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山根 一議員) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和6年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

お知らせいたします。

しばらく5分ほどの休憩を取りまして、17時7分から全員協議会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。

午後5時2分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

山 根 一

会議録署名議員

平 井 登

会議録署名議員

大 石 保 幸